

## 「憲法九条について」

2016年05月05日

安倍首相をはじめとする改憲論者は、戦争放棄と武器不保持の九条を改定し、戦争のできる国にして、国民の命と平和を守ると主張している。主張の根拠は、憲法はマッカーサー元帥、GHQに押し付けられたもので、象徴天皇制も民主主義も押し付けの産物であるから、戦後レジームからの脱却のために、日本人の手で憲法を作るべきであるとしている。この問題について、岩波書店の月刊誌『世界』の5月号に東京大学名誉教授の堀尾輝久氏が「憲法九条と幣原喜重郎」と題して、公文書を紹介し、興味深い論文を寄稿している。

内閣の憲法調査会の会長を務めた英米法学者の高柳賢三氏は1963年に『天皇・憲法第九条』を著している。高柳氏は、連合軍が日本非武装化政策を新憲法に定め、永久化しようとしたと素朴に理解していた。ところが、憲法の成立過程において、1946年1月24日にマッカーサーと幣原喜重郎が会談し、何が話し合われたのかを問う中で、九条はマッカーサーが要求したのではなく、幣原の提案と見るのが正しいという結論に達した。その根拠は、高柳氏の質問に対するマッカーサーの二通の返答にある。高柳氏の「九条は、世界各国の将来の憲法の模範となるべきものであったか」という問いかけに、マッカーサーは「貴下の印象は正しいものであります」と答え、「本条（九条）は幣原男爵の先見の明と経国の才と英知の記念塔として、永存することでありましょう」と書いてきた。高柳氏は、幣原の未来の世界平和への願いは判るが、憲法条文に入れたのはマッカーサーではないかという疑問が残った。高柳氏は再度、マッカーサーに「貴下だけが真相を語るができます」と書いた後、「幣原首相は、新憲法起草の際に戦争と武力の保持を禁止する条文をいれるように提案しましたか。それとも、首相は、このような考えを単に日本の将来の政策として貴下に伝え、貴下が日本政府に対して、このような考えを憲法に入れるよう勧告されたのですか」と短刀直入な質問をした。マッカーサーの回答も明快であった。「戦争を禁止する条項を憲法に入れるようにという提案は、幣原首相が行ったのです。首相は、わたくしの職業軍人としての経歴を考えると、このような条項を憲法に入れることに対してわたくしがどんな態度をとるか不安であったので、憲法に関しておそろおそろわたくしに会見の申込みをしたと言っておられました。わたくしは、首相の提案に驚きましたが、首相にわたくしも心から賛成であると言うと、首相は、明らかに安堵の表情を示され、わたくしを感動させました」。この回答は、1951年5月5日の米国上院軍事外交合同委員会での証言と変わらず、文書としても残っており、信憑性を裏付けている。二通の返答は、マッカーサーと幣原との間で交わされた会談の真相を示している。幣原の平和哲学にマッカーサーが感動して条文化したのである。幣原は「国際政治の広漠たる原野を単独で進み行くのでありますけれども、世界は早晩、戦争の惨禍に目を覚まし、結局私どもと同じ旗を翳して、遙か後方から付いてくる時代が現われるでありましょう」と語っている。

私の憲法との最初の出会いは中学1年生の時であった。教育学部を卒業したばかりの若い先生が憲法の三原則について1時間、情熱的に話され、感激しながら聞いた。二度目の出会いは、アジア・太平洋戦争の実態を知った時である。戦争の惨禍を経験した日本が平和への篤い思いを結実させた。同時に、アジアを侵略したことへの反省を世界に向けてのメッセージとしたのだと受け止め、胸にストンと落ちた。

堀尾氏は、九条を幣原のモニュメントに終らせることなく、犠牲を与えたアジアの人々への国際公約として心に刻み、地球時代に相応しい思想、理念として捉え、外交政策の軸にし、足下の平和を実現する憲章になっていくことを願うと締めくくっている。